公表資料

総務省東北管区行政評価局

仙台市内の国の合同庁舎にAEDを設置

－行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせんの結果－

「国の出先機関の庁舎にはAED（自動対外式除細動器）が設置されていないので設置を進めてほしい」との行政相談を受け、**総務省東北管区行政評価局**が、**行政苦情救済推進会議**（田畑精治座長：仙台商工会議所副会頭）の検討結果を踏まえて、平成19年1月19日付けで**仙台市内の合同庁舎を管理する東北総合通信局等4機関**に対して、AEDの設置を推進するよう**あっせん**しました。

その結果、**９月18日までに国の４つの合同庁舎すべてにおいてＡＥＤの設置がなされました。**

実はここにも

総務省



＜本件照会先＞
総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官　青木厚夫
電話：022（262）7840

行政相談の要旨

心筋梗塞などの心室細動により心停止で倒れた人に対しては、AEDによる蘇生術が救命にとって効果的であり、平成16年7月1日から、国によりAEDの使用が医療従事者以外の一般市民にも認められることとなった。

これを受け、県や市町村の庁舎や公共施設には、AEDの設置が進められているが、国の出先機関の庁舎には設置されていない。

国の出先機関の庁舎にもAEDの設置を進めてほしい。



行政苦情救済推進会議での検討結果

① AEDによる救護活動は、一般市民が救命に積極的に関与し、突然の心停止の際の救命処置が迅速になされ、心停止者の救命率の向上が期待できるものである。

したがって、その普及啓発については、国の出先機関も県・市町村のように一般市民の関心と協力への意欲を高めるよう取り組むことが必要である。

② 東北6県、県庁所在市の6市では、一般市民や企業等にAEDの普及啓発を図るためには、まず、自ら率先するとの考え方に基づき、庁舎等へのAEDの設置を進めてきていることから、国の出先機関の庁舎にもAEDの設置を促進することが必要である。

③ 国の出先機関にAEDの効果的な普及啓発を図るためには、まず、多くのブロック機関等が入居する仙台市内の合同庁舎に、優先的に設置することが適当である。



あっせん要旨

国の出先機関が入居する合同庁舎を管理する機関は、一般市民の救命救急を推進する観点から、AEDの設置について入居する機関と協議し、設置を促進する必要がある。

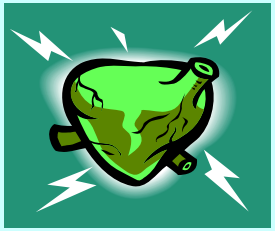
あっせん

仙台市内の合同庁舎を管理する
東北総合通信局等4機関
平成19年1月19日

あっせん結果

あっせんを行った**４機関すべてが、９月18日までにＡＥＤを設置済み**

- ●仙台合同庁舎（東北財務局） ⇒ **６月　１日設置**
- ●仙台第2合同庁舎（東北総合通信局） ⇒ **５月　１日設置**
- ●仙台第3合同庁舎（仙台管区気象台） ⇒ **７月１１日設置**
- ●仙台第4合同庁舎（東北運輸局） ⇒ **９月１８日設置**



仙台市内の国の合同庁舎にAEDを設置

仙台合同庁舎（警備室）





仙台第2合同庁舎（1階ロビー）





仙台市内の国の合同庁舎にAEDを設置

仙台第3合同庁舎（1階ロビー）





仙台第4合同庁舎（1階ロビー）



